

# 私らだって、ちゃんと学びたい・働きたい Part 2

## - 高校生の学ぶ権利・働く権利を考える -

2010年2月16日

千葉県立こてはし犢橋高等学校  
すみや しんいち 信一  
角谷

### 1. はじめに

2009年4月に『絶対トクする！学生バイト術 クイズに挑戦！「これだけは知っておきたい」働くルール』を出版。この本を読んだ大学生や就職したばかりの若者が、バイト先などで賃金をアップさせている。

<http://www.bekkoame.ne.jp/sumiya1954/>



上記のページから、「高校生・学生バイト110番」として、パソコンや携帯電話で質問・相談を受け付け、「アルバイトアンケート」も実施。以下のメールが寄せられた。

項目 = アルバイトで困ったこと

年齢 = 16歳

学校 = 高校

名前 = どれみ

質問・相談の内容 = バイトを始めて一ヶ月半たちます。仕事の日数ですが、最初の週だけシフトが三日間それ以降は週に一日しか入れてもらえず最新は二週間シフトが入ってませんでした。同じ時期に入った同じ年

の人は週三回、四回と毎週仕事してるのです。シフト希望表を提出するときに回数を増やして下さいと書くのですが、無視されます。また久しぶりにバイトに行くと殆ど働いていないので全然仕事が覚えられてなく、同じ時期に入った人と比べられてものすごく怒られ、納得いきませんが、どうしていいのか教えてください。

年齢 = 16歳

学校 = 高校

学年 = 1年

サービス残業 = ある

何回 = 毎回

長さ = 40分

サービス残業理由 = 片付けとゴミ捨ては時間外にすることになってる

おかしい困った = 時間外の仕事をさせて当たり前といわれる

高校生の違法労働は野放し状態である。若者が「働くルール」を楽しく分かりやすく学べる機会増やし、若者を支援していきたい。

### 2. 高校生アルバイトの実態

(ア) 「アルバイト体験アンケート」を実施すると...

高校生の多くはアルバイトを体験している。私の勤務校では1年生の4割以上、3年生の8割が経験している。そのアルバイト体験をアンケートで聞いて見た。聞いたのは次のことである。

有給休暇は取れたか？

サービス残業(ただ働き)をした事があるか？

労働条件はどのような形で示されたか？

契約は守られているか？

アルバイトでおかしいと思ったり困ったりしたことはあるか？

(イ) ぞくぞく出てくる違法労働

「アルバイト体験アンケート」を実施すると、たくさんの違法労働がぞくぞく出てくる。

「最低賃金より低いバイト料だった」、「高校生の分際で有給休暇はやれないと言われた」、「絶対休めない、かぜでも行かなきゃいけない」、「給料が決まった日にちに振り込まれていない」、「1日働いて15分しか休憩がもらえない」、「9時半に必ずタイムカードを切られてそのあと無料働かさされる」、「午前2時まで働かされた」、「テスト休みをくれる約束だったのにくれなかった」、「何も言われていないのに勝手にシフトが入れられていた」…。派遣会社から飛ばされた先で深夜2時までの違法労働をさせられている高校生もいる。

高校生が現実には直面している違法労働を「おかしい」と認識できるようにすることがまず先決である。

#### (ウ) 「マクドナルドの賃金不払い」のニュースで

2005年10月1日、東京新聞などに「マクドナルドの賃金不払い」のニュースが掲載された。

マクドナルドでアルバイトしている高校生も多いので、このニュースを使うと授業で様々な反応がある。「私もマクドナルドで不払い分のバイト代をもら

った」、「僕のアルバイト先は30分単位でタイムカードを切っているけど、これって違法ですか？」…。本当に違法かどうか、まだまだ半信半疑の質問が出る。

#### (エ) 正規のカリキュラムに必要な「労働法教育」

「労働法教育」は、総合学習やLHR、現代社会、政治経済の授業での取り組みも可能である。しかし、今の深刻な若者の労働実態からすれば、正規のカリキュラムに入れる必要がある。それがすぐに無理なら、様々な教科の中にきちんと位置づける必要がある。特に、高校生のアルバイト労働を取り上げた授業づくりが急務である。ほとんどの高校で高校生のアルバイトの実態が正確に把握されていない。また、高校生のアルバイト労働を取り上げた教材がほとんどない。ないなら自分で作るしかない。そんな気持ちで作ったのが、「絶対トクする！学生バイト術クイズに挑戦！『これだけは知っておいた方がいい』働くルール」の本である。これを使った授業が広がることを願っている。

### 3. 「これだけは知っておいた方がいいルール」とは？

生徒に「質問や意見、知りたい事」を書いてもらうと、「これだけは知っておいた方がいいルールを教えてほしい」という要望が出る。

損をしていたことに気づいた質問も次々と出てくる。「残業手当もらってないんですけど、その職場をやめたのでもらえませんかね」、「残業手当は後にな

ってからでももらえるのか？」…。

「うちの店長にもこのビデオ見せたいね。私も店を訴えられると思った」、「1日12時間労働を1週間連続で働いている人もいる。そういうおかしいと思った所は、自ら、労働基準監督署に言いに行けばいいのかなあ？」などの自分も行動してみようとする生徒も出てくる。

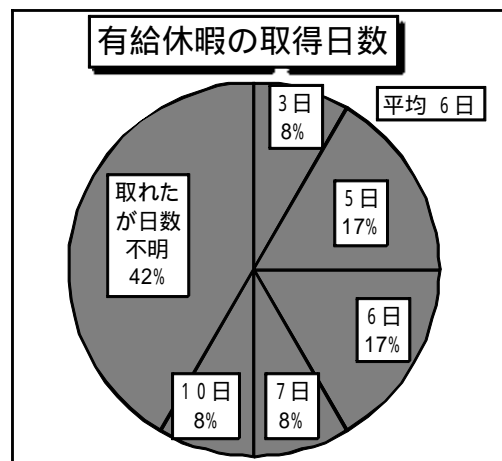
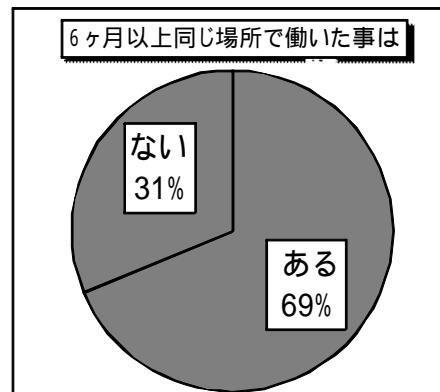
# 高校生アルバイトで労働基準法違反が続々！

「アルバイトの体験アンケート」の結果から見えること（2007年10月）

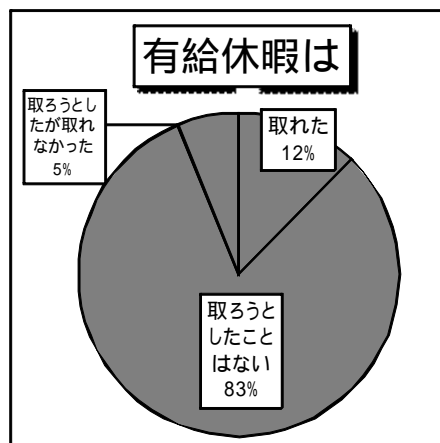
## 高校生の有給休暇の取得は12%

6ヶ月以上同じ場所で働いていればアルバイトでも有給休暇は取れる。横橋高校3年生の69%が該当する。しかし、多くの生徒は「バイトに有給あるのを知らなかった」、「有給があること自体知らなかった」ために、6ヶ月以上同じ場所で働いている生徒の83%が有給休暇を「取ろうとしたことはない」とアンケートに答えている。

また、「6ヶ月働いたら1ヶ月休みがあった」、「相手にされなかった」、「忘れてた(申し出をするのを)」などの理由で5%が「取ろうとしたが



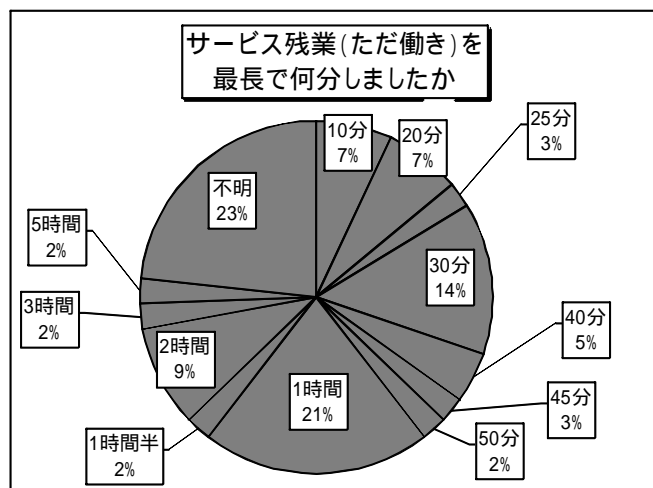
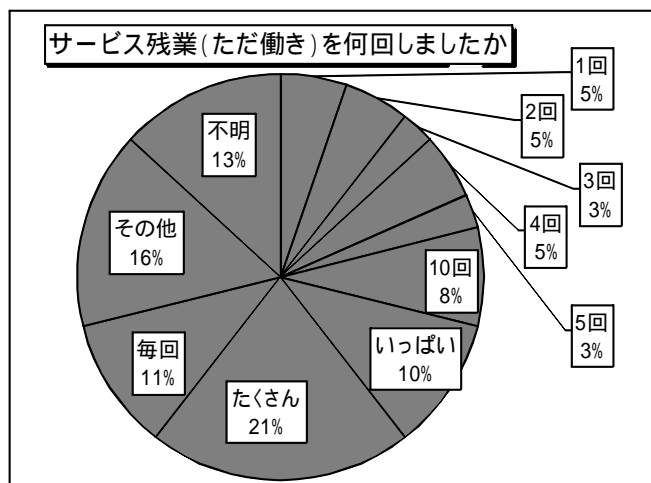
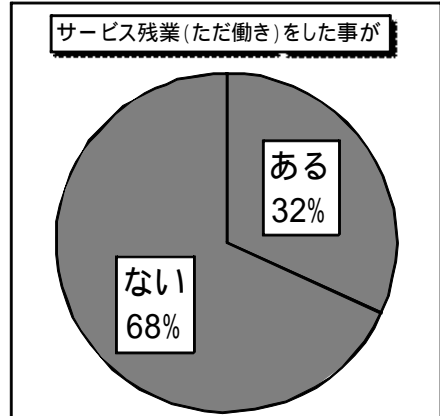
取れなかった」と答えている。それでも、高校生の12%は、有給休暇を取得している。その取得日数は、日数不明から10日以上と様々であるが、5日以上の生徒が50%を占めている。有給休暇を取得している生徒は、かなり取得日数が多いと考えられる。



## 高校生の32%がサービス残業(ただ働き)

高校生のアルバイトでサービス残業(ただ働き)の体験者が32%いる。サービス残業の回数は、回数が分かっているものの中で最も多かったのが10回以上である。1・2回の例外的なサービス残業は少なく、「いっぱい」、「たくさん」、「数えられないくらい」、「毎回」と恒常化している。「その他」や「不明」を除いて、「10回以上」の恒常化しているものは、50%以上である。

サービス残業の最長時間は、「1時間」が最も多くなっている。「2時間」、「3時間」、「5時間」と際限ないサービス残業も少なくない。

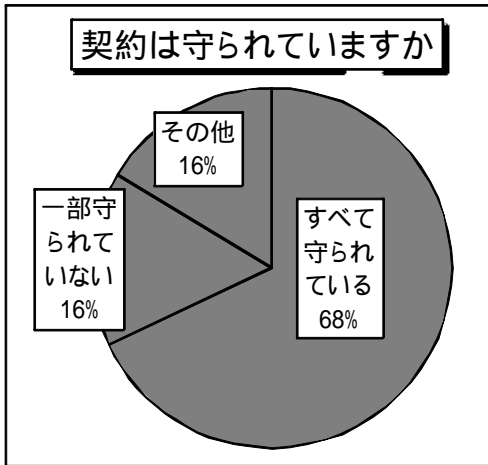


### 高校生アルバイトの平均時給は832円

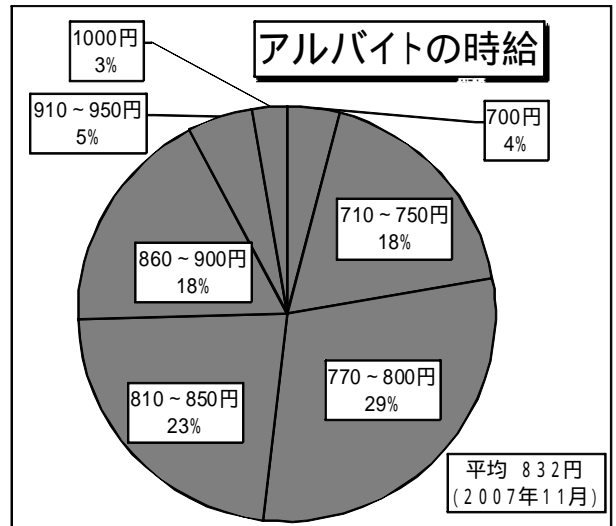
犢橋高校の3年生のアルバイトの平均時給は832円であった。(昨年806円、一昨年790円)

770円～800円の時給が29%を占めて最も多くなっている。最高額は1000円であるが、910円以上は8%と極めて少数である。千葉県の最低賃金の706円を下回る700円が最低額で4%いる。700円～850円までの間が74%となっている。

### 16%が契約を守られていない



賃金、労働時間、就業の場所、従事すべき業務、始業および終業の時刻、休憩時間、賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の支払い時期等の契約は、労基法施行規則で「書面の交付で明示する」ことになっています。しかし、その雇用時の契約が「一部守られていない」が16%あります。

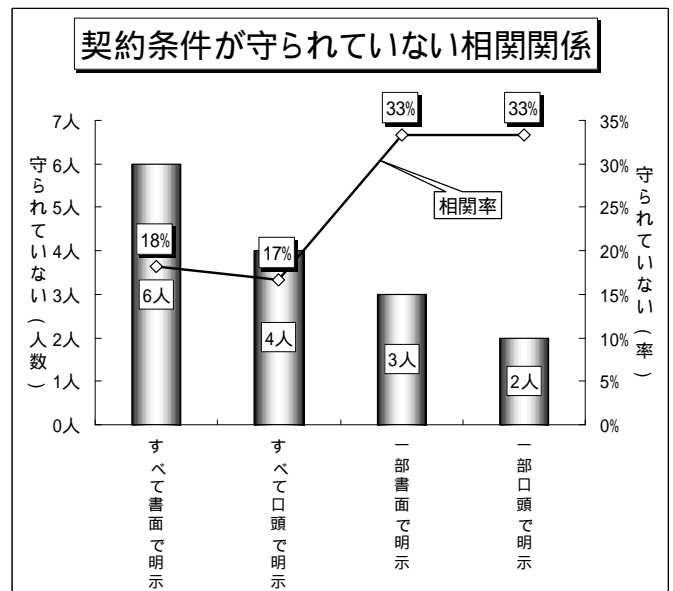
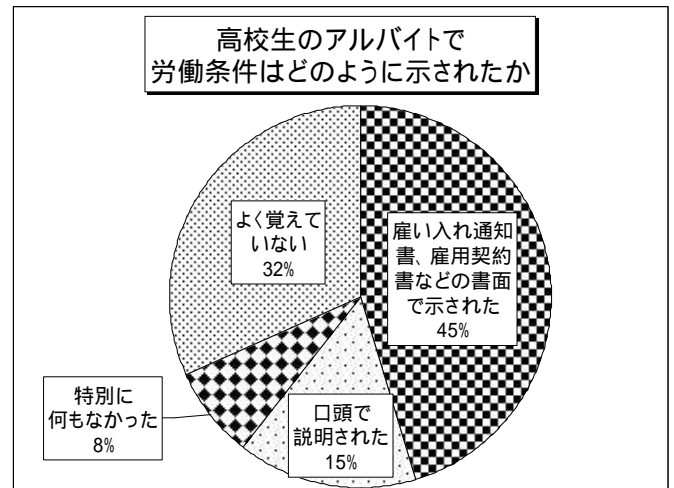


### 2006年以前のアンケートでは

2006年10月のアルバイト体験アンケートでは、契約が「一部守られていない」が32%ありました。そして、労働条件を書面で示されたのは45%で、「特別に何もなかった」が8%、「口頭で説明された」が15%となっています。契約が守られていない例や、「おかしいと思ったり困ったりしたこと」、サービス残業の例は、次の通りです。

### 契約は一部守られていない。

- 休憩30分の時がある。(コンビニ)
- シフトが最初の話と違った。(料理屋)
- 8時間働いても、休憩をくれなかった。(コンビニ)
- 15分とかサービス残業させられる。(ファミレス)
- 祝日に入れられる
- 労働時間、残業、休憩時間
- 週2の契約なのに週4だし!
- 残業代がない。8時間休憩なし。
- 契約時間。
- 時間内の業務が終わるまで帰れない。
- 何分か過ぎる、でも分単位で給料がつく。



終わる時間をのばされる。

終業時間を少々でなく大幅に超えて仕事をさせられた。

終業の時刻。

アルバイトでおかしいと思ったり困ったりしたこと

契約時の条件より多く働かされている。

バイトやめたいのに辞めさせてくれないところがある！？  
やめたいのにやめさせてくれない所。上の人が明らかえら  
らそうな人。

タウンワークなどでのっていた時給が実際違った。取れる  
なんて知らなかった。

有給があること自体知らなかった。

バイトに有給あるのを知らなかった。

夜22時以降働かせられてる。10分ぐらい。だから帰りに  
補導されて大変 学校帰りだったりで制服だからよけ  
い…。こまるねえ、ふう。

10時以降も働かされる。週2の契約なのに週4出てるし、  
休みくれない。給料を10日にくれない。忘れられる。

10分単位で、タイムカードが切られるから、少し無駄な  
気がする…。

一年半くらい働いているけど、有休をもらったことがない。  
前のバイトでは5日分もらえたのに…。

朝から夕方まで(8:00~17:00)、休憩もほとんどなしで働  
かされた。

バイト中のやけどで医療費を出してくれなかった。

休憩時間に椅子が全然足なくて一部の人以外、最初  
から最後まで毎回立ちっぱなしだった(1時から6時すぎ  
位まで?)。作業もずーっと立って作業だったから(仕分  
けとか)、すごい足腰痛いし疲れた。

たまに12時まで働いていたり…。

給料もらってないんだって。

勤務外でバイトの仕事をして給料がもらえない(例:クリ  
スマスの飾りつけ)。

休憩が30分だよ…。

友人が「やめたい」と店長に言ったら、「今、人が足りなく  
て困るから、次の人が入ったらにして」と言われ、その場  
は仕方なく引いたが、店先に出ていた求人広告に友人  
の働いている時間は募集していなかった、とのこと。これ  
じゃ、入るわけないと思い、結局やめたそうです。

閉店作業が終わらないときはサービス残業する。

私がアルバイトしていた所は、絶対に労働基準法に違  
反していると思う。1日12時間労働を1週間連続で働い  
ている人もいる。そういうおかしいと思った所は、自ら、労  
働基準監督署に言いに行けばいいのかなあ？

アルコンビニのこと。前、アルバイトしていた先で、本  
当は22:00にあがるはずが、いろいろあって23:30近く  
まで残業し、タイムカード押したけど、そのお金が入って  
なかった。明細をちゃんと渡してくれない。お金振込  
み日にちゃんと入れてくれない。いつの間にかむしろ手  
渡しになってた。一緒に働いてた友達が1回連絡しな  
いで休んだ時、本人に連絡しないまま、勝手にクビにさ  
れてた。これ、おかしくない？

賞味期限が切れた肉を使って、売る弁当を作っている。

12時間とか働いていたときがあった。

週7とかは、ありえない。

仕事が遅いとか言って、残業(¥)くれなかった。

12時間働いて休憩が20分だったよ。

残業手当が出ない。

10時こえても仕事をしている。朝から夜まで仕事をして  
いる。

労働基準法完全無視。

勤務する時間の5分前に入るのに、給料もらえないのっ  
ておかしい？

2回タイムカードをミスったら30分間タダ働き。

求人票に高校生は750~800円。この~ってのがよくわ  
からない。頑張れば上がるとか、おかしいと思う。交通費  
が片道しか出ないとか、家から何km離れていないとダメ  
とか。

(友達)7日連続勤務。

週2ぐらいで働いていたのが、だんだん日数が増えたり、  
シフトも勝手に決められてるって聞いたことがある。

たまに22:00すぎても働く事がある。

マックは労働時間をオーバーしてるって。

責任の大きいものはバイトに任せないで欲しい。

研修期間がきちんと決まっていない。新人と古株の人の  
給料の差がまったくない。

サービス残業(ただ働き)をした事がある。

何回くらい	一番長いのは何分くらい	理由は	備考
5回	30分	仕事があるから	マリスタジアム
3回	1時間	店にバイトない日に寄ったら手伝ってって言われて手伝って働いた	コンビニ
10回	2時間	注文が多かった	工場
1回	30分	混んでた	
いっぱい		お店混んでて上がれなかった	
	1時間	ひみつ	寿司
知らね	60分	人(夜勤)が来ないから	レジ・接客・商品処理・事務 etc
10回	20分	混んで来たから	洗車・掃除
4回	25分	うちの所は高校生は残業できない契約だから	ディズニーシー
たくさん	20分	人件費がかかるから	
2回	10分	立て込んで	
いっぱい	2時間以上	10時以降は働けないから	
いっぱい	1時間以上	掃除が終わらない	
1回	1時間	人が足りない	
たくさん	30分?	人件費が何たら~	ファミレス
たくさん	45分位	店が混んで終わるに終われなかった	
たくさん	10分	混み始めたから	ファミレス
たくさん	5時間とか	やらなきゃいけないことだから	
数えられない位	3時間	人が足りない	
たくさん	1時間30分	忙しかったから、人がいないから	ファミレス
毎回	30分~40分	後片付けで	
たくさん	1時間	客がたくさん居過ぎて上がれなかった	接客
	1時間	月末だったから	レジ
10回	60分	夜勤の人が遅刻したから	ホットスパ
	20分	タイムカードが30分単位だから	
何回も	2時間	仕事が忙しく手がつかないから	
毎回	50分	忙しくて	
毎回	10分	ゴミ交換	
けっこう	2時間	終わらないから	

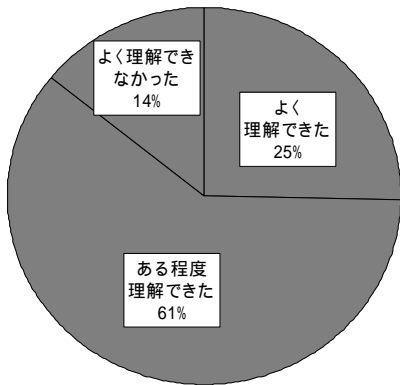
## 「『働くルール』の授業アンケート」の結果から考える

### 「役に立った」が71%

「働くルール」の授業は高校生にとってどのような意味があるのか、「授業アンケート」から考えてみたい。アンケートに答えた生徒の71%が「役に立った」と回答した。

また、「働くルール(労働基準法など)について理解することが

### 「働くルール」(労働基準法など)について理解することができましたか



できましたか」という質問に対して、「よく理解できた」が25%、「ある程度できた」が61%であった。合わせると86%

が一定の理解をすることができていると考えられる。

何が役に立ったのか、何が理解できたのか、次の生徒の生の声から読み取って欲しい。

とても役に立つ授業だと思いました。これから働くのに気をつけようと思いました。

ものすごくタメになった。アルバイトだからとか正社員だからとかで分けられてるんじゃないくて、誰でも、働いている全員が、法律とかで守られていることを知れたのが、よかった。

今のバイトに不満を感じる点があることに気付いた。勉強になった。

ひどい会社もいっぱいあるから、選ぶ時は真剣に時間をかけたほうがいいと思った。

2年もしたら働くので...失敗しないようにしたいと思いました。

知らないと損をすることばかりだと思った。

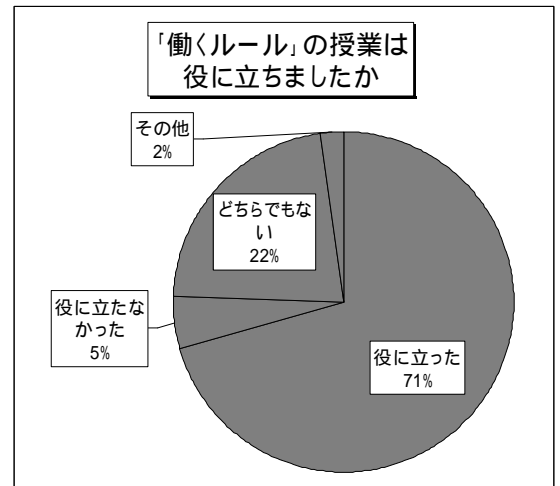
意外にルールを破っている会社が多くて驚いた。

たぶんバイトを始めるだろうから助かります。

とても役に立った。これからはいろいろなコトを考えた上で自分にあった職場を探していこうと思います。

今後、だまされないように、役に立つ授業でした。

今までバイトをしたことがないから、いろいろなコトを学べてためになった。総合でこういう授業やれてよかった。



勉強になった。労働者にとって有利な条件がたくさんあって、うれしい限り。どんどん労働条件がよくなっていることもとてもいいことだと思いました。もっとまとめて教えて欲しい。

資料のプリントをもう1度読もうと思う。

知らない事がありすぎて、かなり役に立った。

とても役に立ちました。ありがとう。

働いているものとしてルールが分からなければ少なからずルールを知らずに被っているかもしれません。だから、今回の働くルールを知ったことによって、現在どのようなルールがあるのか分かり、また、ルールを知らないことによって多くの問題が起こっていることもわかりました。

法律を学ぶことは自分の身を守ることになるからためになった。もっと知りたいと思った。だから法学部に進学するからもっと法律を学んで自分を守っていきたい。

勉強になった。今後こんな風に学ぶ事ないかもしれないし。けど時期的にもっと早くやって欲しかった。知らないコトをたくさん知れてよかった。バイトする時はきちんと調べてから働く。

たくさん知らなかったことを学べたと思います。場

所によってお金とか違うし…。働いていい時間とかも決まっているなんて知らなかった。まとめた資料が欲しいです。

将来働くのに役に立った。  
学んだことをこれから活かしていきたい

### **ワーキングプアや過労死にならない「働くルール」の学習を**

「働くルール」を学ぶ実践の交流と普及は、今の若者の労働実態を考えると、緊急の課題であると思う。長い目で見れば、日本のワーキングプアや過労

死をなくす課題にもつながるとりくみだと思う。各地で「働くルール」の実践と交流を広げることが求められている。



## Q1. 労働基準法で深夜とは？

夜  時から朝  時まで

## Q2. 深夜の残業時間の賃金は何%増えるか？ (時給800円の場合)

(次の中から正解を選んでください)

1. 10% (時給880円)
2. 25% (時給1000円)
3. 50% (時給1200円)

## Q3. 賃金は何%増えるか？

1	時間外労働	%以上	8時間 / 1日以上の労働時間
2	深夜労働	%以上	
3	休日労働	%以上	
4	休日 + 時間外労働	%以上	
5	時間外 + 深夜労働	%以上	時間外 (    %) + 深夜 (    %)
6	休日 + 深夜労働	%以上	休日 (    %) + 深夜 (    %)

## Q4. 残業手当は何分単位で支払われるか？

1. 1分単位
2. 15分単位
3. 30分単位
4. 60分単位

東京新聞の記事(2005年10月1日)

# 社員などの賃金 不払いは22億円

日本マクドナルドホールディングスが、社員やアルバイトの勤務時間を誤って算定、賃金が不払いとなっていた問題で、同社は30日、不払いは延べ約10万人で22億円になると発表。2005年12月期連結業績予想と発表済みの6月中間決算をそれぞれ下方修正した。

アルバイトらの勤務時間について、以前は  分単位で把握し端数を切り捨てていたのを  分単位で計算、賃金を支払うことに改めたことで新たに支払い負担が生じた。03年8月にさかのぼって支払うが、新たに支払うことになる賃金は04年以前分が11億4千3百万円、05年分は10億5千7百万円。

Q1. 本人の不注意で仕事中にケガをしたら、医療費は何%出してもらえるか？

(次の中から正解を選んでください)

- 1. 0%
- 2. 50%
- 3. 100%

Q2. 店長がバイトの労災保険料を納めていない場合、医療費は何%もらえるか？

(次の中から正解を選んでください)

- 1. 0%
- 2. 50%
- 3. 100%

Q3. 届けはバス通勤で自転車の通勤事故にあうと医療費は何%もらえるか。

(次の中から正解を選んでください)

- 1. 0%
- 2. 50%
- 3. 100%



Q4. 労働災害で仕事を休んでいる間、賃金の何%の収入が補償されるか。

(次の中から正解を選んでください)

- 1. 0%
- 2. 20%
- 3. 40%
- 4. 60%
- 5. 80%
- 6. 100%



	労災保険が適用された場合	労災隠しに遭った場合
医療費	全額補償	全額負担、又は一部負担
収入の補償	賃金の(80)%を補償	無給
後遺症等の補償	あり	なし
死亡時の遺族への補償	あり	なし

## 4. 「もっと知りたいこと」を学ぶ

学習が進むにつれて、生徒の知りたいことがどんどん発展していく。それまでに実施した「働くルール」の授業アンケートを実施し、「もっと知りたい」ことを書いてもらう。そこには「もっと知りたい」たくさんの疑問が寄せられる。そこで、最後の授業は「働くルール」でもっと知りたいこと（疑問に答える編）として、生徒の「もっと知りたい」要求に応えたい。

「着替えるときの時間も労働時間に入るか」という、自分が直面している具体的な質問が出てくる。また、「休暇にはどのようなものがあるか」、「労働者にとって有利なことを知りたい」など、もっと自分のためになることを知りたがる。

そして、多くの生徒から「なぜ労働基準法違反がこんなに多いのか」という、法律と現実の矛盾への疑問が出される。それは、「労基法違反に気づいた場合どうしたか、ちゃんと改善された例は

あるのか」と、違法な働かせ方をさせられていた場合に、どのような行動をとり、どのような結果となったかの具体的な事例への関心につながっていく。

授業で労働基準法など法律の知識を学んだ高校生が、その次に知りたいのは、その権利が本当に守られるかどうか、そのためにはどうしたらよいかという実践的な知識である。

さらに、違法労働から自分を守る方法だけでなく、「時給アップの方法」や「給料の上げ方」、「ストライキ」など、労働条件改善の方法と手段への質問も出されてくる。

これらに答えるために、資本主義社会の搾取の仕組みを教えるとともに、労働者の団結権と団体行動権、労働運動の意味をなるべくわかりやすく説明する。

## 「働くルール」でもっと知りたいこと(疑問に答える編)

### 「働くルール」でもっと知りたいことは？

・同年代(高校生とか)の人が働いているところ(もしくはバイトしているところ)の労基法違反に気づいた場合どうしたか。また、ちゃんと改善された例はあるのか。

高校生に対する労働基準法違反も、きちんと取り上げられて改善命令が出されている。

・意外にルールを破っている会社が多くて驚いた。  
・守られていないところ絶対ありそう。  
・意外に守られていないことがたくさんあったのでビックリした。  
・働くルールがあるのに、なぜそれを知らない人が多いのか知りたい。  
・月1で、違反してる店はないか調べに来てくれれば違反はなくなるちゃん。  
・バイトしながら、疑問なコトあったら...即労働基準法違反で訴えちゃええ。

労働基準監督官はそんなに暇<sup>ひま</sup>ではないので自分から訴えなければ泣き寝入りする事になる。

### なぜ労働基準法違反がこんなに多いのか？

働いている方も、働かせている方も、法律を知らないからなのか？

働かせている方が、法律を知っていれば、自分から守ってくれるわけではない。

働かせている方の側から考えればわかる。働かせている方は知っていても違反したくなる。

・時給アップの仕方 ・給料の上げ方 ・時給をUPする方法 ・どうやったら楽でかせげるか ・ストライキ

・意地悪な人がいても、それは、ルールには関係ないのですか？反しないのですか？せっかくのアルバイトがそのお婆さんのせいで、精神苦痛です。胃に穴が開きそうぐらいで嫌です。

働く先での「いじめ」や「嫌がらせ」などの人間関係で悩んでいる人は多い。最も弱い立場で働いているアルバイト高校生も同じであり、より深刻な場合もある。勇気を出して告白してくれた貴重な体験を大切に引き上げる。

「いじめ」や「嫌がらせ」が労働紛争相談で3番目に多く、かなりの部分を占めることを紹介する。働く先でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメ

ントによってストレスで自殺に追い込まれて労災認定されている問題にも触れる。身近な人の相談し、泣き寝入りしないようにアドバイスする。

- ・正規社員とパートの違いをもう少し知りたい。
- ・まとめた資料が欲しいです。

生徒の「もっと知りたいこと」は際限がない。出てきた疑問は時間の許す限り取り上げたい。

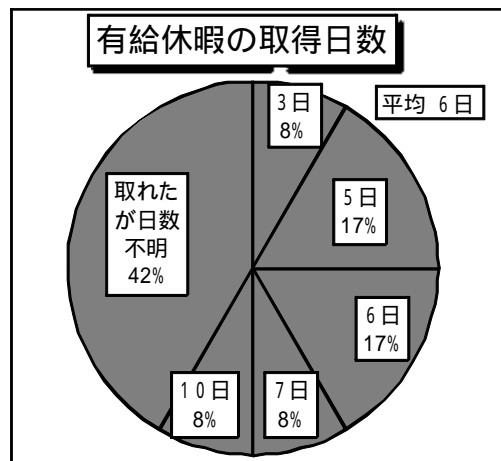
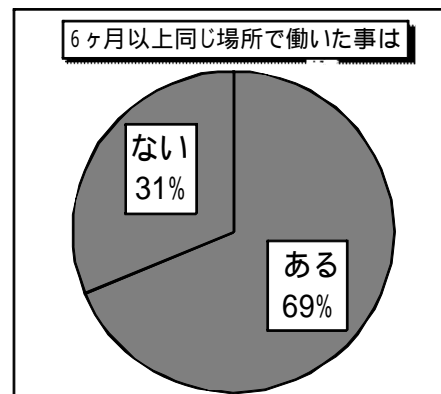
## 高校生アルバイトで労働基準法違反が続々！

「アルバイトの体験アンケート」の結果から見えること（2007年10月）

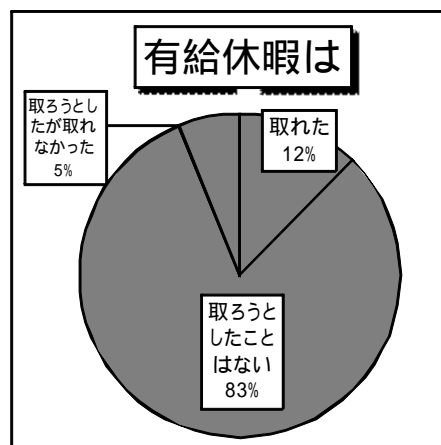
### 高校生の有給休暇の取得は12%

6ヶ月以上同じ場所で働いていればアルバイトでも有給休暇は取れる。横橋高校3年生の69%が該当する。しかし、多くの生徒は「バイトに有給あるのを知らなかった」、「有給があること自体知らなかった」ために、6ヶ月以上同じ場所で働いている生徒の83%が有給休暇を「取るうとしたことはない」とアンケートに答えている。

また、「6ヶ月働いたら1ヶ月休みがあった」、「相手にされなかった」、「忘れてた(申し出をするのを)」などの理由で5%が「取るうとしたが



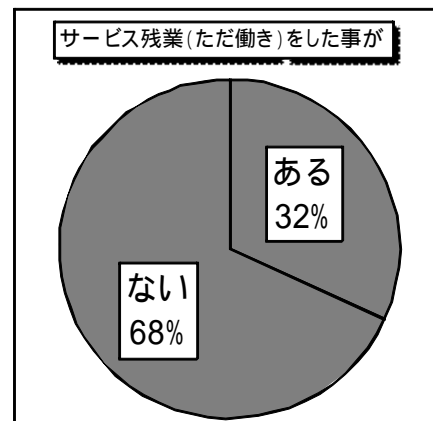
取れなかった」と答えている。それでも、高校生の12%は、有給休暇を取得している。その取得日数は、日数不明から10日以上と様々であるが、5日以上の生徒が50%を占めている。有給休暇を取得している生徒は、かなり取得日数が多いと考えられる。

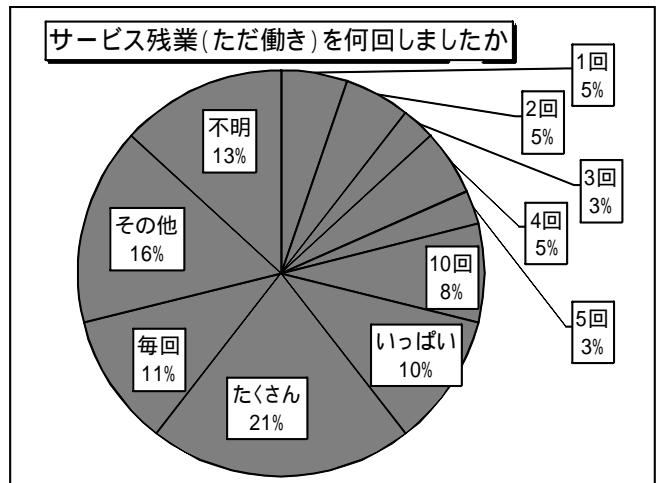
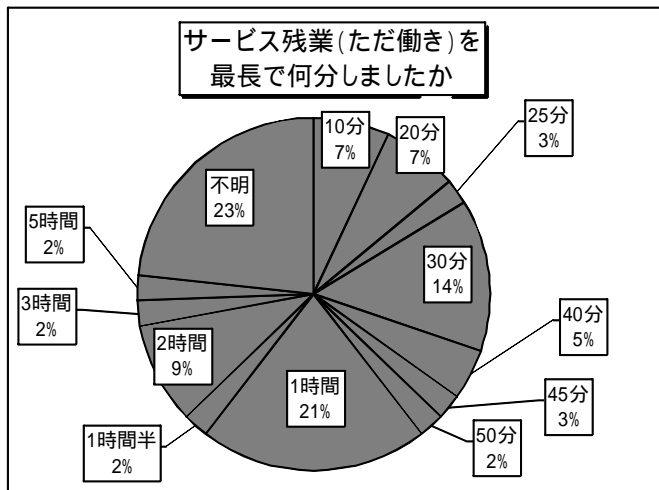


### 高校生の32%がサービス残業(ただ働き)

高校生のアルバイトでサービス残業(ただ働き)の体験者が32%いる。サービス残業の回数は、回数分かっているものの中で最も多かったのが10回以上である。1・2回の例外的なサービス残業は少なく、「いっぱい」、「たくさん」、「数えられないくらい」、「毎回」と恒常化している。「その他」や「不明」を除いて、「10回以上」の恒常化しているものは、50%以上である。

サービス残業の最長時間は、「1時間」が最も多くなっている。「2時間」、「3時間」、「5時間」と際限ないサービス残業も少なくない。





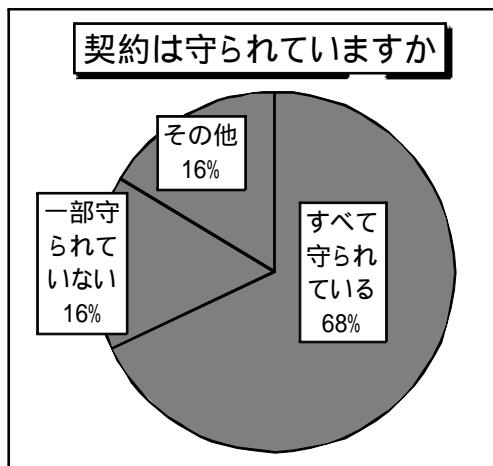
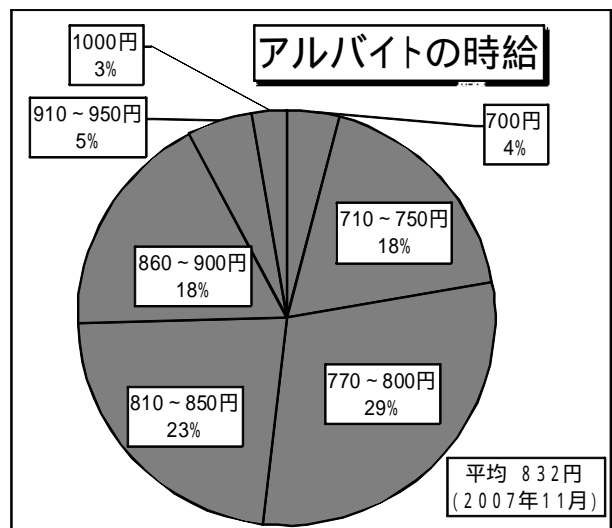
### 高校生アルバイトの平均時給は832円

犢橋高校の3年生のアルバイトの平均時給は832円であった。(昨年806円、一昨年790円)

770円～800円の時給が29%を占めて最も多くなっている。最高額は1000円であるが、910円以上は8%と極めて少数である。千葉県最低賃金の706円を下回る700円が最低額で4%いる。700円～850円までの間が74%となっている。

### 16%が契約を守られていない

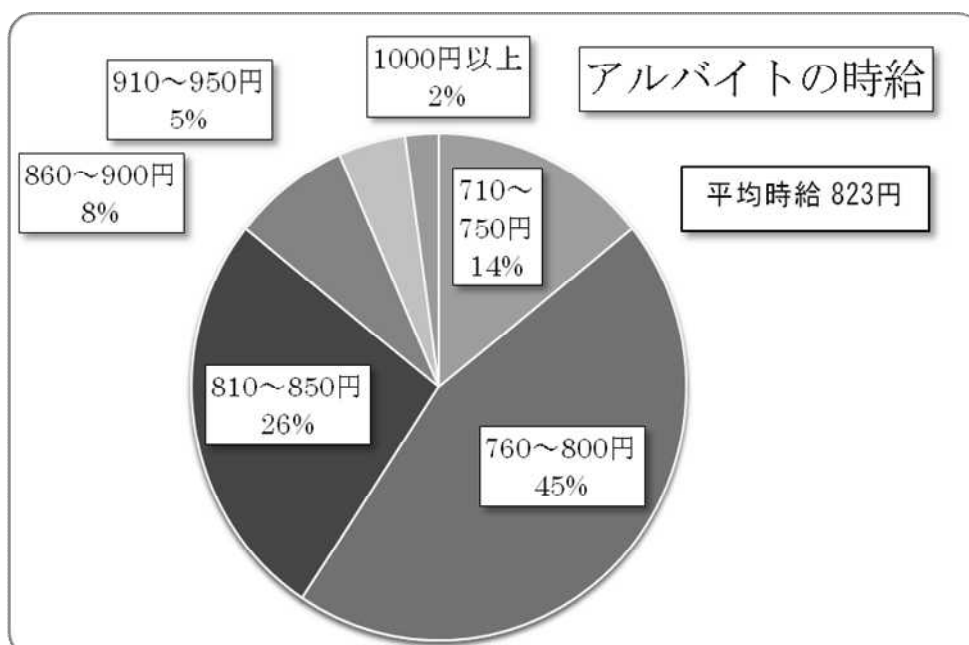
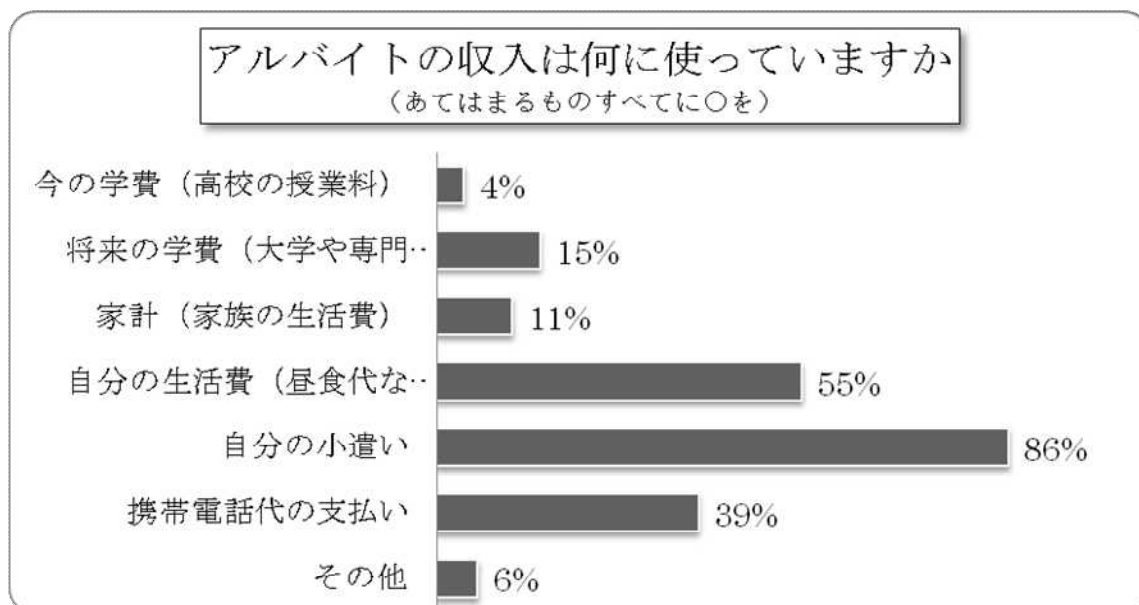
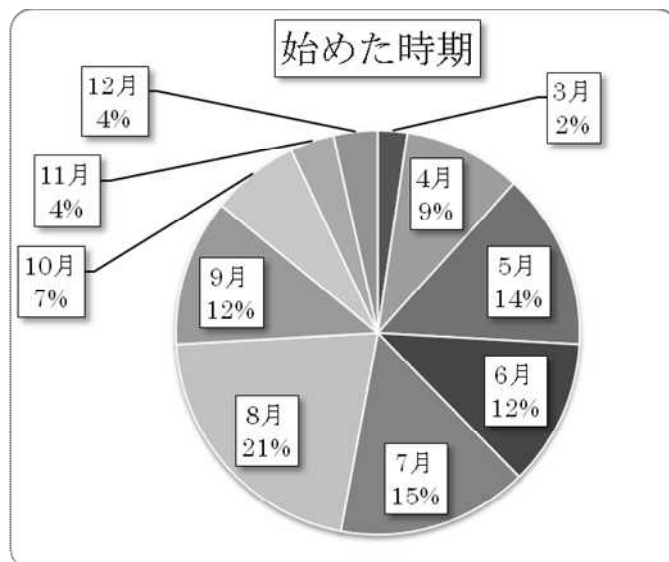
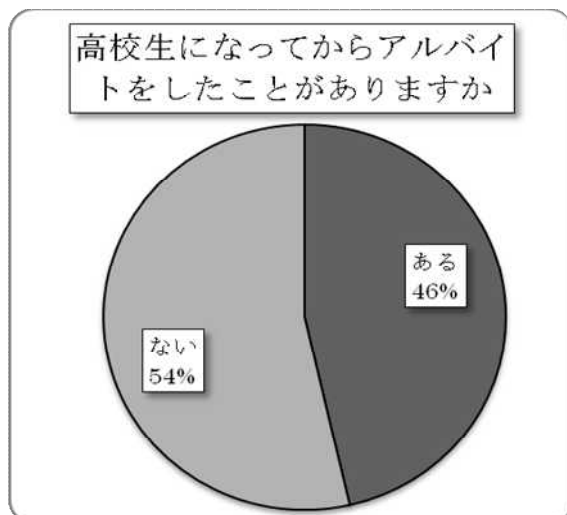
賃金、労働時間、就業の場所、従事すべき業務、始業および終業の時刻、休憩時間、賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の

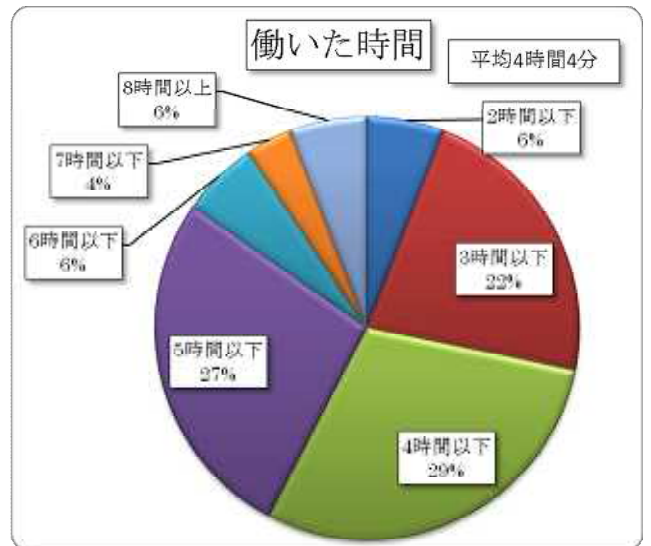
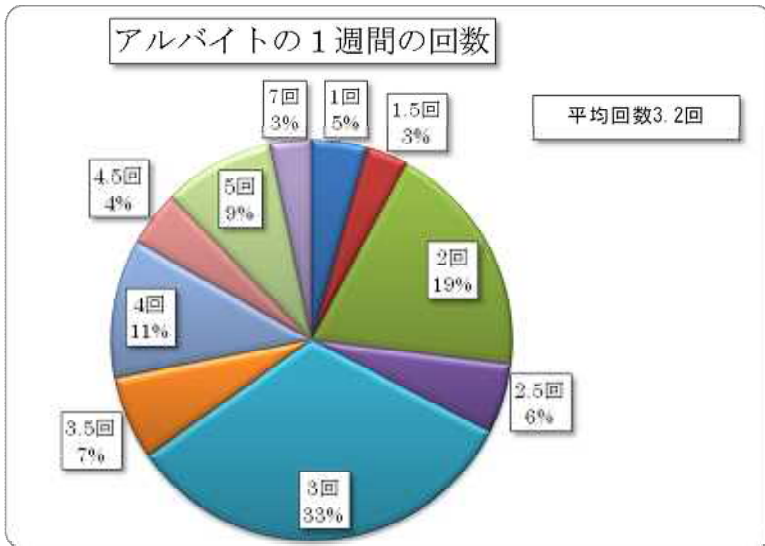
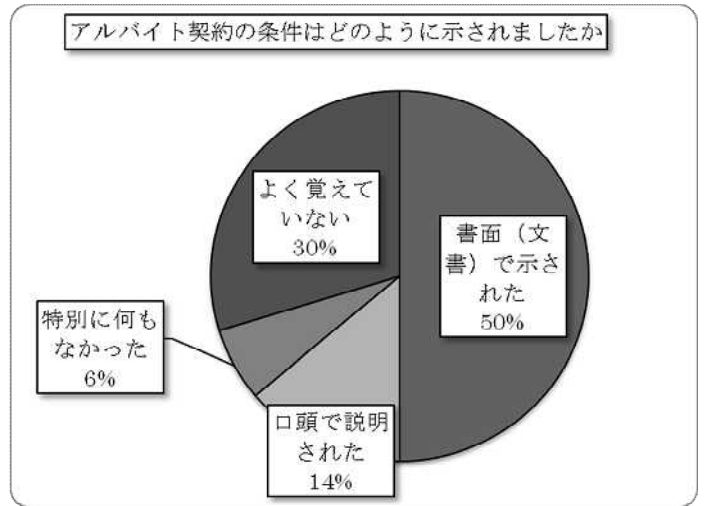
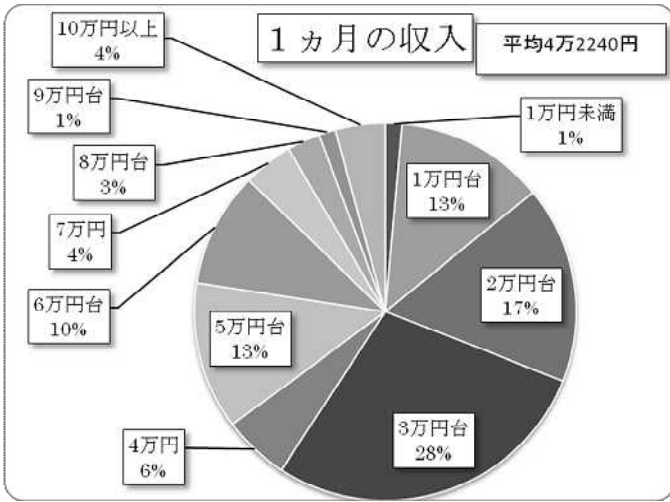


支払い時期等の契約は、労基法施行規則で「書面の交付で明示すること」になっています。しかし、その雇用時の契約が「一部守られていない」が16%あります。

## 高校生アルバイトの実態

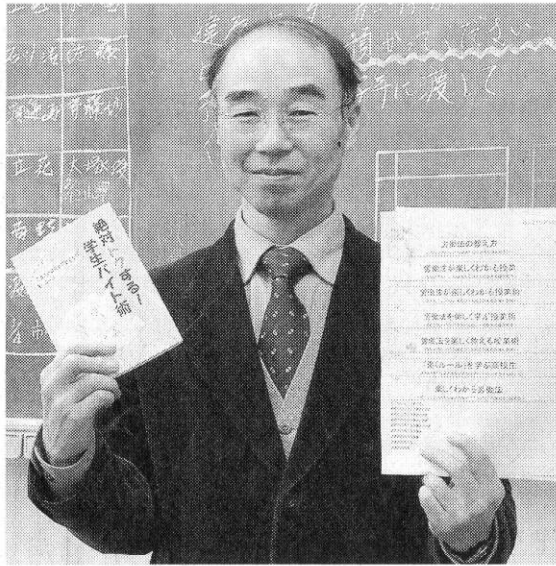
2008年12月の1年生のアンケート結果から





# 高校生に労働法の教育を

## 教諭やNPOが教材作成



り、2月から配布を始めた。知識だけでなく労働相談などに寄せられた実例も4コマ漫画などにして盛り込んだ。

労働法入門書「絶対トクする!学生バイト術」を書いた角谷信一教諭(千葉市花見川区の千葉県立横橋高校)は「労働法入門書」の重要性を実感した一人だ。

出張授業では教材を使った講義だけでなく、生徒に店員と店長を演じてもらう寸劇なども交えて楽しく進める。政治経済の時間に出張授業を取り入れた日本女子大付属高校(川崎市多摩区)の明石英人教諭は「講師と年齢が近いこともあって生徒は普段より生き生きとした様子だ。毎年続けていきたい」と話す。

労働環境が悪化する中、社会に出る前に労働法の知識を身に付けておいてほしい。そんな思いを込めた高校生向けの教材を高校教諭やNPO法人が相次いで作り、活用を呼び掛けている。

千葉県立横橋(こはし)に工夫を凝らす。「生徒の高校(千葉市花見川区)の目の輝きが違ふ。質問も多角谷信一教諭(55)は数年前から、総合学習の時間で「ではあり得ないくらい」と労働法に取り組んできた。角谷教諭。

生徒のアルバイト体験を話して貰ったり、給与明細を出してもらって見比べてみるなど、参加型の授業

驚いたのは生徒の多くがアルバイト先で違法行為に遭っていたことだ。「サービウ!使おう!労働法」を作る必要だ」と指摘する。

「働くための知識がないと、おかしなことに声を上げられない」と昨年、授業の成果を労働法入門書「絶対トクする!学生バイト術」(きょういくネット)にまとめた。クイズや漫画を駆使して分かりやすさこだわった。この本を授業に使うための解説書も出版する予定だ。「今は社会に出るから労働運動に接する機会も少ない。きちんと学べるのは高校生のうちだけ」と、角谷教諭は強調する。

労働問題に取り組む若者のNPO法人「POSSE(ポッセ)」(東京都世田谷区)は自前で教材「知ろう!使おう!労働法」を作